

市立高教組ニュース

第 5 号 R3(2021)年 2月19日(金) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 鶴 順二

教育長との団体交渉行われる

仙台市立高教組が教育長宛に8月に提出した要求書に対する回答交渉を2月5日に行いました。60分という短い時間でしたが、質疑応答では教育長自ら丁寧に答弁する場面が多くあり、有意義な交渉となりました。以下の①から⑧は、今回改善を求めた重点要求の項目です。 <8月に大橋委員長が教育長へ要求書を提出>

- ① 再任用職員も含めた教職員の給与に関する事。
- ② タイムカード、在校記録簿に関する事。
- ③ 新型コロナウイルス感染予防のための消毒・トイレ清掃に関する事。
- ④ 人事異動に関する事
- ⑤ 奨学金受付業務に関する事
- ⑥ ギガスクール構想に関する事
- ⑦ コロナ関連の対応に関する事
- ⑧ 会計年度任用職員制度に関する事



これらの要求に対する当局の回答は以下の通りです。回答に対する組合の意見・要望は→以降の部分です。

- ① 再任用職員を含めた教職員の給与水準については、引き続き、人事委員会の勧告を尊重する立場で協議してまいりたい。
→組合としては人事委員会の勧告を尊重するが、コロナ禍において、通常業務以外の業務にも従事して頑張っている現場教職員の頑張りに報いるよう、できるだけ努力をしてほしい。
- ② タイムカードの運用については、教育局総括安全衛生委員会第一部会での審議を踏まえ、従前の運用のまま、本格導入しているところであるが、必要に応じて、第一部会場で審議してまいりたい。また、実習棟がある学校へのタイムレコーダーの増設については、現時点では、学校からの要望は寄せられていないことから、現行どおりとするが、引き続き、設置場所のあり方については検討してまいりたい。
→実習棟がある学校へのタイムレコーダーの増設については、学校からの要望がないため見送ったということだが、そもそも管理職と教職員との信頼関係が大きく損なわれている状況（これに関しては「大変遺憾で問題であり、指導する」との発言が教育長からありました）を考慮すれば、管理職が現場の声をしっかりとくみ取れない状況が想像できる。管理職だけでなく、ぜひ、職員全体の意見を吸い上げるよう努めてほしい。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる消毒作業等の外部委託については、引き続き国の支援や県立高等学校の対応状況の把握に努めてまいりたい。教職員の消毒作業の負担軽減を図るため、消毒作業時間の短縮に資する物品の調達等に努めてまいりたい。
→生徒の感染感染が確認された後、校舎内の消毒作業をその学校の教職員が行う事例があったが、その際、校内における通常の消毒作業と同様の装備で行ったと聞いたが、感染者が出た後の消毒作業として、適切なのか？
<教育長>春先に感染者が確認された際は、専門業者に消毒作業を依頼したが、今回通知した内容（現場の教職員及び市教委から派遣した者で消毒作業にあたるという対応）は専門家の意見に基づき判断、決定したものである。防護服などを着用しての作業ではないが、マスク・手袋・靴カバーを着用して行っており、ご協力願いたい。
→通常の消毒作業と異なり、今回は感染者が出た後の消毒作業であり、市労連で合意した防疫手当の対象と考えることができるのではないか？
<人事部長>病院等で、感染した患者に直接対応した場合に支給しており、今回の件は防疫手当の対象にはあたらない。
→上の事例で、学校での保健所の聞き取り終了後に、保健所からの指示待ちで深夜まで対応した教職員がいるが、そのような場合に、京都市教委では特異性手当（特殊勤務手当に含まれる）を創設し、6月1日まで遡って適用している。ぜひ、仙台市でも考えてほしい。（手当の原資には、6月まで活動がなかった部活動の特殊勤務手当を充当）
<人事部長>京都でやっているから、今すぐ仙台でもという風にはいかない。他の政令市の動向をみていく。

- ④ 人事異動における「希望と承諾の原則」については、ご意見として承りたい。人事問題懇談会の場等で意見交換をしてまいりたい。
- 仙台市で独自採用された教職員については、とくに丁寧な聞き取りをして、できる限り本人の希望に沿う人事異動をお願いしたい。
- ⑤ 奨学金にかかる教員の業務負担については、一義的には事業実施者の日本学生支援機構において全国一律に解決すべき課題であるが、相応の業務量が確認された1校へ、**繁忙期に会計年度任用職員を配置**し、負担軽減を図る方向で準備を進めている。
- 卒業生のほとんどが進学する学校においては、奨学金の給付、貸与を希望する者が年々増加してきている。担当の教員は書類の記入の仕方や保護者からの問い合わせの電話対応などに日々追われる状況がある。繁忙期に専任の職員を配置していただけることに感謝したい。
- ⑥ GIGA スクール構想については、今年度中に端末等の整備が完了する予定であり、引き続き、学校現場へも情報提供してまいりたい。
- 市教委からの指示があいまいで、現場で混乱した事例があるので、情報提供については詳細をお願いしたい。また、タブレットの活用実践事例等についても各校で情報共有が図られるように周知を徹底してほしい。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応については、市立の義務教育諸学校の対応を基本としながら、県立高等学校の対応や公立高等学校固有の事情を考慮するなどし、必要な対策を講じてまいりたい。
- 2月中旬から高校入試終了までの期間における部活動自粛については、県からの県立高等学校への通知後、速やかに市立高等学校への通知がなされた。今後とも、県立高等学校の対応と足並みが揃うように配慮していただきたい。
- ⑧・会計年度任用職員の任用期間については、年次休暇の付与日数や兼業にかかる手続き等から、従前どおりの期間としたところであるが、見直しの必要が生じた場合は、適宜協議に応じてまいりたい。なお、年度当初の任期については、業務の説明や手続きが円滑に進められるよう、配慮したい。
- ・会計年度任用職員の担当教科関連業務については、各校における解釈に差異が生じないように、引き続き丁寧な制度周知を図ってまいりたい。
- 会計年度任用職員制度については、今年度が初年度ということもあり、当初は運用する際に混乱も見られたが、現在はスムーズに運用されているようである。今後も各校でスムーズな運用がなされるよう現場への周知を徹底してほしい。

勤務時間の割振りによる振休、取得していますか？

1月29日（金）に開催された、教育局主催の令和2年度第2回学校多忙化解消対策懇談会に組合代表として、委員長・書記長の2名で参加しました。この会では、多忙化解消に向けた小・中・高校での取り組みが紹介されました。その中に、ある中学校の取り組みとして「**事務職員の側からも勤務時間の割振り変更の期間等を積極的に告知することにより、該当職員が割振りの変更を積極的に利用する機会が増えている。**」という報告がありました。割振り単位期間が障壁となり、実際には振休を取得しづらい状況がありますが、振休が取得できないに関わらず、割振り簿への記入だけは確実に行うことが大切です。自分がどれだけ振休があるのかを把握することが、多忙化解消に向けた第一歩ではないかと思えます。職員ひとりひとりの「**タイムカードに振休の時間を書いて取得を促している**」という報告も中学校校長からありました。

人事評価結果について

各学校ではすでに管理職との期末面談が終了していることと思えます。今後のスケジュールとしては、評価結果が、3月中旬に教育局より校長宛に通知されます。その後の結果通知は昇給（能力評価での上位評価者が対象）や勤勉手当の成績率（1/4が上位評価）に影響する者に対してのみ、結果を口頭で伝えることになっています。しかし、結果を伝えられない被評価者であっても、管理職に対して結果の通知を求めることができます。

能力評価については、令和2年4月～令和3年3月までの評価結果が令和4年1月の定期昇級に反映されることとなります。

また、業績評価については、令和2年4月～令和3年3月までの評価結果が令和3年6月及び12月の勤勉手当に反映されます。

組合では、人事評価について今後適正に運用されているかしっかりチェックしていく必要があると考えています。何か不明な点があればお気軽に分会員までお問い合わせください。